

お知らせ

日本糖尿病療養指導士の認定および認定更新について

日本糖尿病療養指導士（以下、指導士と略す）は、糖尿病とその療養指導全般に関する正しい知識を有し、医師の指示の下で患者に熟練した療養指導を行うことのできる医療従事者に対して、日本糖尿病療養指導士認定機構（以下、機構と略す）が与える資格です。

資格を得るには、機構が定める受験資格に適合したうえ、機構が実施する認定試験に合格する必要があります。詳細については、日病誌ホームページをご覧下さい。

平成13年3月11日に第1回認定試験が行われ、このほど結果が公表されました（表1）。このうち、薬剤師の合格者は593人で、合格率85%でした。

資格認定の期間は5年間で、その後、継続して認定されるには更新手続きが必要です。この更新条件について、認定更新規則が公表されましたので、以下に掲載します。

幾つかの条件のうち、研修会に参加し規定の単位を取得することについて注意が必要です。まず、参加すべき研修会の種類が大きく2つに分けられます。自己の医療職種の研修と各職種共通の糖尿病療養指導の研修です。研修会に参加した証明として、申請者の名前の入った参加証または研修終了証等の提出が求められます。

参加を証明する書類については、学会等は、もともと参加証の発行は行われております。しかし、各都道府県病葉主催の研修会については、参加証等が発行されない場合もあります。そこで、平成13年度第2回地方連絡協議会（会長会）において、各会長に指導士を認定された会員から要望があった場合には別紙の「研修会等受講証明書（薬剤師）」を発行していただきたい旨お願いいたしました。

該当される場合は、別紙（p. 91）の証明書を適宜コピーし、必要事項をご記入のうえ、証明印の押印をご依頼下さい。また、日病誌ホームページからもダウンロードできます。

日本糖尿病療養指導士の認定更新規則

第1条 日本糖尿病療養指導士の認定更新に必要な条件は以下の項目に示す。

- 認定期間（認定証に記載されている5年間）中に通算3年以上病院・診療所・保健所のいずれかにおいて糖尿病患者の療養指導の業務に従事していること。但し、常勤・非常勤の別は問わない。
- 認定期間に本機構主催の講習会に1回以上出席し受講修了証を取得していること。なお、この受講修了証取得（1回）により次項3.に示す糖尿病療養指導研修8単位も取得できる。
- 認定期間に別表に示す自己の医療職研修20

表1 日本糖尿病療養指導士第1回認定試験合格者数

職種	受験者数	合格者数	不合格者数
看護婦・士	2,107	1,840	267
管理栄養士	1,570	1,349	221
薬剤師	698	593	105
臨床検査技師	455	338	117
理学療法士	95	77	18
准看護婦・士	183	116	67
栄養士	46	30	16
計	5,154	4,343	811

単位および糖尿病療養指導研修20単位を取得していること。

4. 認定期間中に行った新たな糖尿病療養指導の自験例を10例以上有していること。

第2条 日本糖尿病療養指導士の認定更新を希望する者は次項1～4に定める申請書類に認定更新の審査料を添えて本機構に提出するものとする。認定更新の審査料については本認定更新規則第6条に定める。

- 日本糖尿病療養指導士認定更新申請書（所定の書式による）
- 糖尿病の療養指導に従事した期間を証明する当該施設長の発行する糖尿病療養指導従事証明書（所定の書式による）

3. 自己の医療職研修20単位および糖尿病療養指導研修20単位を取得したことを証明する資料（所定の書式による）

4. 糖尿病療養指導自験例10例の記録（所定の書式による）

第3条 海外在留や長期病気療養など特別な事情があり更新が不可能となった場合、その事情を記した書類を添付して、認定期間の延長を申請することができる。

第4条 認定委員会は、毎年1回申請書類によつて認定更新を行う。更新の認否は理事会の議を経て決定される。

第5条 理事会において日本糖尿病療養指導士の更新を認められた者に対し、理事長は日本糖尿病療養指導士の認定証を交付する。

第6条 審査料は10,000円とする。

第7条 本認定更新規則の変更は当機構規則第13章第37条の規定に準じる。

第8条 本認定更新規則は平成13年5月20日から施行。

〈別表〉

日本糖尿病療養指導士認定更新に必要な研修単位

(注1) 認定更新に必要な研修単位数は、認定期間（認定証に記載されている5年間）中に40単位以上とする。

(注2) 認定期間に取得する40単位以上のうち、自己の医療職研修（第1群）単位から20単位以上、糖尿病療養指導研修（第2群）単位から20単位以上を取得するものとする。

(注3) 発表・論文の掲載誌、書籍の適正判定については、以下の通りとする。

- ・自己の医療職研修（第1群）については、各機能別団体担当者が審査する。
- ・糖尿病療養指導研修（第2群）については、本機構認定委員会が審査する。

(注4) 自己の医療職研修（第1群）および糖尿病療養指導研修（第2群）の両方の単位一覧に掲載されている学会または研修会については、各学会または研修会参加（または発表）により取得した単位を自己の医療職研修（第1群）または糖尿病療養指導研修（第2群）のいずれかの単位として数えるものとする。

自己の医療職研修（第1群）と糖尿病療養指導研修（第2群）の両方の単位として数えることはできない。

〈第1群〉 自己の医療職研修単位

自己の医療職研修単位は、「医療職種別認定単位数一覧」（別紙1）に医療職種ごとに示す学術集会、研修会等の出席、学会または研修会における発表、論文掲載等により取得するものとする。

〈第2群〉 糖尿病療養指導研修単位

糖尿病療養指導研修単位は、以下に示す学術集会や研修会等の出席、学会または研修会における発表、論文掲載等により取得するものとする。

1. 日本糖尿病療養指導士認定機構主催の講習会 8単位*

2. 日本糖尿病学会年次学術集会 4単位

3. 糖尿病学の進歩 4単位

4. 日本糖尿病学会各支部地方会 4単位

5. 日本糖尿病合併症学会年次学術集会 2単位

6. 日本糖尿病・妊娠学会 2単位

7. 日本糖尿病眼学会 2単位

8. 日本病態栄養学会年次学術集会 4単位

9. 日本糖尿病教育・看護学会学術集会 4単位

10. 日本糖尿病協会年次学術集会 半日 1単位
1日 2単位

11. AADE年次学術集会 2単位

12. IDF会議 2単位

13. IDF-WPR会議 2単位

14. 日本糖尿病療養指導士認定機構に申請し
更新のための研修会と認定されたもの
1 - 2 単位**

2. ~14. において

15. 糖尿病療養指導に関する発表または講演
(筆頭者のみ) 1演題につき 2単位加算

16. 糖尿病療養指導に関する雑誌・本等の掲載論
文1編につき、筆頭者 4単位

17. 同上、共著者 2単位

(*) 5年間に取得する20単位以上のうち、最低8
単位は1. から取得するものとする。

(**) 14. については、各開催3カ月前までに本機
構に申請されたものを、本機構の認定委員会の
審査を経て理事会が認定するものとする。

〔別紙1〕

〔3〕 薬剤師

1. 日本薬学会年会 4単位
2. 日本医療薬学会年会 4単位
3. 日本薬剤師会学術大会 2単位
4. 日本臨床薬理学会年会 2単位
5. クリニカルファーマシーシンポジウム 2単位
6. 日本薬学会各支部地方会 2単位
7. 日本薬剤学会 2単位
8. 日本薬物動態学会年会 2単位
9. 日本TDM学会 2単位
10. 日本DDS学会 2単位
11. 日本クリニカルパス学会学術集会 2単位
12. 日本薬剤学会年会 2単位
13. 医療マネジメント学会学術集会 2単位
14. 日本病院薬剤師会学術大会各支部地方会 2単位

15. 日本病院薬剤師会主催の講習会、研修会

1日 2単位

2日以上3単位

16. 都道府県病院薬剤師会主催の講習会、研修会

1日 2単位

2日以上3単位

17. 日本薬剤師研修センター主催の講習会、

研修会 2単位

18. 薬科大学、薬学部主催の講習会、研修会

2単位

19. 医療薬学に関する学会 1単位(*4)

1. ~19. において

20. 医療薬学に関する発表・講演(筆頭者のみ)

1演題につき

2単位加算

21. 医療薬学に関する雑誌・本等の掲載論文1編につき、筆頭者

4単位

22. 同上、共著者2単位

(*4) 19. において、対象となる学会は下記四角

枠内に指定する各学会とする。

(1) 日本アレルギー学会	(13) 日本消化器病学会
(2) 日本移植学会	(14) 日本腎臓学会
(3) 日本衛生学会	(15) 日本生化学会
(4) 日本化学療法学会	(16) 日本成人病学会
(5) 日本癌学会	(17) 日本生理学会
(6) 日本眼科学会	(18) 日本東洋医学会
(7) 日本感染症学会	(19) 日本内科学会
(8) 日本肝臓学会	(20) 日本内分泌学会
(9) 日本救急医学会	(21) 日本薬理学会
(10) 日本外科学会	(22) 日本臨床化学会
(11) 日本公衆衛生学会	(23) 日本老年医学会
(12) 日本循環器学会	(50音順)

研修会等受講証明書(薬剤師)

研修会名		
主催者名		
日 時	年 月 日～ 月 日 受講時間(時間)	
開催場所		
受 講 者	氏 名 所属施設 日本糖尿病療養指導士認定番号	

キリトリ

上記の者が表記研修会に受講したことを証明する。

平成 年 月 日

病院薬剤師会

会長 印

キリトリ